

国指定仙台海浜鳥獣保護区の変更について

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号。以下「法」という。）第28条第4項及び鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則（平成14年環境省令第28号）第32条の規定に基づき、法第28条第2項の規定により変更しようとする鳥獣保護区について、次のとおり公告する。

令和8年7月3日

環境大臣 石原宏高

1. 鳥獣保護区の概要

(1) 鳥獣保護区の名称

仙台海浜鳥獣保護区

(2) 鳥獣保護区の区域

宮城県仙台市、名取市、東松島市及び宮城郡七ヶ浜町

(3) 鳥獣保護区の存続期間

令和9年4月1日から19年7ヵ月間

2. 鳥獣保護区の保護に関する指針の案

(1) 鳥 獣 保 護 区 の 指 定 区 分

集 団 渡 来 地 の 保 護 区

(2) 鳥 獣 保 護 区 の 指 定 目 的

当 該 区 域 は 、 宮 城 県 仙 台 市 、 名 取 市 、 東 松 島 市 及 び 宮 城 郡 七 ヶ 浜 町 に ま た が っ て 位 置 し て お り 、 仙 台 市 か ら 名 取 市 に か け て の 海 浜 地 帯 は 、 砂 浜 、 潟 湖 、 干 潟 、 ヨ シ 原 等 、 多 様 な 自 然 環 境 と 防 潮 及 び 飛 砂 防 止 を 目 的 と し て 人 工 的 に 造 林 さ れ た ク ロ マ ツ 海 岸 林 と が 調 和 し た 非 常 に 美 し い 景 観 を 持 っ た 地 域 で あ る 。

こ の よ う な 自 然 環 境 を 反 映 し て 、 シ ギ ・ チ ド リ 類 及 び ガ ン カ モ 類 の 集 団 渡 来 地 と な っ て い る ほ か 、 多 く の 水 鳥 類 の 生 息 地 と な っ て い る 。 塩 性 植 物 群 落 及 び 湿 性 植 物 群 落 の 発 達 が 見 ら れ 、 希 少 な 動 植 物 の 生 息 地 及 び 生 育 地 に な っ て い る 。

特 に 、 蒲 生 干 潟 で は 「 環 境 省 第 5 次 レ ッ ド リ ス ト 」 に お い て 絶 滅 危 惧 Ⅱ 類 に 選 定 さ れ て い る コ ク ガ ン (国 指 定 天 然 記 念 物) が 越 冬 し 、 周 辺 の 海 岸 地 域 で は 、 猛 禽 類 の ミ サ ゴ 、 準 絶 滅 危 惧 の オ オ タ カ 、 絶 滅 危 惧 Ⅰ B 類 の チ ュ ウ ヒ 、 準 絶 滅 危 惧 の ハ ヤ ブ サ 等 が 確 認 さ れ て い る 。

こ の よ う に 、 当 該 区 域 は 、 多 様 な 水 辺 環 境 を 反 映 し て 、 多 種 多 数 の 渡 り 鳥 の 中 継 地 及 び 越 冬

地として利用されていることから、当該区域を
集団渡来地の保護区として、鳥獣の保護及び管
理並びに狩猟の適正化に関する法律第28条第
1項に規定する鳥獣保護区に指定し、当該区域
に渡来する鳥類の保護を図るものである。

(3) 管理方針

- 1) 集団渡来地の保護区として、シギ・チドリ
類及びガンカモ類を始め多くの渡り鳥の生
息環境の保護を図るため適切な管理に努め
る。
- 2) 国指定鳥獣保護区管理員等による鳥類のモ
ニタリング調査等を通じて、区域内の鳥類
の生息状況の把握に努める。
- 3) 鳥類を驚かすような人の不用意な行動、ご
みの散乱等による鳥類の生息への影響を防
止するため、現場の巡視、関係地方公共団
体、地元NGO、地域住民等と連携協力した普
及啓発活動等に取り組む。

3. 1及び2の縦覧場所

環境省自然環境局野生生物課及び東北環境局

4. 備考

縦覧期間は、令和8年7月17日までとし、1

(2) の 区 域 に 係 る 住 民 及 び 利 害 関 係 人 は 、 当
該 縦 覧 期 間 満 了 の 日 ま で に 、 縦 覧 に 供 さ れ た 案
に つ い て 、 環 境 大 臣 に 意 見 書 を 提 出 す る こ と が
で き る 。

< 意 見 書 の 提 出 先 >

郵 便 番 号 1 0 0 - 8 9 7 5

東 京 都 千 代 田 区 霞 が 関 1 - 2 - 2

環 境 省 自 然 環 境 局 野 生 生 物 課